

学校法人跡見学園役員報酬規程

平成28年 3月22日制定

改正 平成30年 4月 1日一部改正

改正 令和 2年 4月 1日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人跡見学園（以下、「法人」という）の寄附行為第15条の2の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、法令、寄附行為及び理事会の決定に従うものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち理事長、常務理事及び法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 教職員の身分を有する役員とは、常勤の役員のうち教職員としての身分を有し、学校法人跡見学園給与規定に基づく給与の支給を受ける者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、学校法人跡見学園給与規定に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費・宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次の区分に応じて報酬等を支給する。

- (1) 教職員の身分を有する役員 報酬等なし
- (2) 第一号以外の常勤の役員 報酬及び退職慰労金
- (3) 非常勤の役員 報酬及び退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 第3条第二号に定める常勤の各役員報酬総額（一人あたり年額）の上限の額は、別表1のとおりとし、各役員報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

2 第3条第三号に定める非常勤の役員報酬月額、別表2に定める額とする。

3 第3条第二号乃至第三号に定める役員退職慰労金の支給額は、別に定める学校法人跡見学園役員等退職慰労金支給規程に基づき、別表3に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給計算の期間は毎月1日から末日までとする。

2 新たに第3条第二号に定める常勤の役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

3 第3条第二号に定める常勤の役員が退任し、または解任された場合には、当日までの報酬等を支給する。

4 報酬等の支給日は跡見学園給与支給規定第2条第1項及び第2項を準用する。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には跡見学園出張規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が業務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤の役員に対して通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給は跡見学園通勤手当支給規定を準用する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則 (令和元年12月10日改正附則)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (常勤の役員の報酬年額の上限)

	理事長	常務理事	理事	監事
年額	20,000,000円	18,000,000円	15,000,000円	15,000,000円

別表2 (非常勤の役員の報酬月額)

	報酬月額
理事	50,000円 (手取額)
監事	50,000円 (手取額)

別表3 (退職慰労金の計算)

基本額 × 在任指数